

(様式)
工場法適用の有無
第 號
工場票
大正 年十二月三十一日現在

工場所在地 郡市町
工場名
大正 年十二月三十一日現在

一、工場所在地 郡市町	二、工場名	三、創業ノ年	四、主要事業	五、一箇年間操業日數	六、事務員數	七、技術員數	八、平均一日使用人數		九、其ノ他従業員數	一〇、八時間超過	一一、九時間超過	一二、十時間超過	一三、十一時間超過	一四、十二時間超過	一五、超エルモノ	一六、一箇年間製造高	一七、種	一八、類	一九、數	二〇、機械及動力原																																																																									
							男	女												計	在	現	末	十歳以上	十五歳未満	十六歳以上	十七歳未満	十八歳以上	十九歳未満	二十歳以上	二十一歳未満	二十二歳以上	二十三歳未満	二十四歳以上	二十五歳未満	二十六歳以上	二十七歳未満	二十八歳以上	二十九歳未満	三十歳以上	三十一歳未満	三十二歳以上	三十三歳未満	三十四歳以上	三十五歳未満	三十六歳以上	三十七歳未満	三十八歳以上	三十九歳未満	四十歳以上	四十一歳未満	四十二歳以上	四十三歳未満	四十四歳以上	四十五歳未満	四十六歳以上	四十七歳未満	四十八歳以上	四十九歳未満	五十歳以上	五十一歳未満	五十二歳以上	五十三歳未満	五十四歳以上	五十五歳未満	五十六歳以上	五十七歳未満	五十八歳以上	五十九歳未満	六十歳以上	六十一歳未満	六十二歳以上	六十三歳未満	六十四歳以上	六十五歳未満	六十六歳以上	六十七歳未満	六十八歳以上	六十九歳未満	七十歳以上	七十一歳未満	七十二歳以上	七十三歳未満	七十四歳以上	七十五歳未満	七十六歳以上	七十七歳未満	七十八歳以上	七十九歳未満	八十歳以上	八十一歳未満	八十二歳以上	八十三歳未満

右之通相違無之候也
大正 年 月 日

工業
主名
印捺

注 意

- 一、分工場ニシテ獨立工場ト認ムルモノハ同一構内ニ在ル場合ト雖各別ノ工場票ヲ用キ所在地又ハ建物ヲ異ニスル場合ト雖同工場ト看做サルルキモノハ本工場ニ合併シテ記入スヘシ
- 二、分工場ヨリ差出スモノハ何ヶ分工場ト記入スヘシ
- 三、工場名ナキ工場ニ付テハ工業主名ヲ記入スヘシ
- 四、主要事業ノ創始シタル年ヲ記入スヘシ
- 五、一箇年間操業日數ニハ休業日數ヲ除キタルモノヲ記入シ創業後一箇年ニ充タルモノハ創業後ノ日數ヲ記入スヘシ
- 六、事務員數ニハ専ラ事務ニ従事スル者ノミトシ工業主ヲ包含セズ
- 七、技術員數ニハ技術員等ヲ記入シ工業主ヲ包含セズ
- 八、職工ニハ其名義ノ如何ヲ問ハズ主トシテ作業場内ニ在リテ工場ノ目的トスル作業ノ本體タル業務ニ付テ労働ニ従事スル者及直接ニ其業務ヲ助成スル爲勞役ニ従事スル者ノ全部ヲ包含ス從テ職工長、伍長、工長、普進職工、臨時職工、日雇職工ハ勿論工場建設物ノ修繕等ニ従事スル常備ノ大工左官及工場法施行令第二十八條ニ規定スル徒弟ヲモ含ム但シ工業主及原關係ナキ其ノ家族ハ之ヲ包含セズ
- 九、平均一日使用ノ職工數ニハ一箇年ヲ通算シタル一日平均使用數ヲ記入スヘシ但シ一定ノ季節ノミニ作業スル工場ニ在リテハ其ノ季節ニ於ケル一日平均使用數ヲ記入スヘシ
- 十、年末現在ノ職工數ニハ年末休業ノ工場ニ在リテハ作業停止當時ノ員數ヲ、一定ノ季節ノミニ作業スル工場ニ在リテハ其ノ季節ニ於ケル常態ノ一日ノ員數ヲ記入スヘシ
- 十一、其ノ他従業員數ニハ給仕、小使、門衛、掃除夫、助方、生絲工場ニ於ケル救婦及専ラ作業場外ニ在リテ運搬ニ従事スル者等ヲ包含ス工業主ヲ包含セズ
- 十二、労働時間ハ勤務時間中休憩時間及食事時間ヲ除キタルモノトス
- 十三、普通職工一八二日、實收賃金ニハ賄、被服等又ハ其ノ代償ヲ給與スル場合ニ在リテハ之ヲ合算記入スヘシ
- 十四、休憩時間ニハ食事時間ヲ包含ス
- 十五、職工一箇月公休日數ニハ工業主ノ定メタル常時一箇月ノ公休日數ヲ記入スヘシ
- 十六、原動機及電動機ニハ選擇休止中ノモノト雖總テ記入スヘシ
- 十七、原動機及電動機ニハ暖房用、湯湯用、乾燥用等ニ使用スル汽罐及發電機、蓄電池等ヲ包含セズ
- 十八、原動機ト直結ノ發電機アルトキハ其ノ原動機ノミニ付記入スヘシ
- 十九、一箇年間消費高ニハ燃料タルト原料タルトヲ問ハズ所定ノ單位ニヨリ記入スヘシ
- 二十、二八天然瓦斯ヲ含ム
- 二十一、一箇年間製造高ノ製品種類ハ可成細別シテ記入スヘシ
- 二十二、數量ニハ貫斤、噸、捆、俵、箇等ノ單位ヲ記入スヘシ
- 二十三、精米、染色、洗滌、裁縫、製網、其ノ他修理整理等ノ如キ加工又ハ實業ニ係ルモノハ數量欄ニ加工又ハ實業ノ文字ヲ記入シ價額欄ニ資金總額ヲ記入スヘシ
- 二十四、作業季節ノ前年ヨリ本年ニ跨リタルモノハ其ノ期間内ノ製造高ニ付調査スヘシ
- 二十五、本票ニ記入スル數字ハ十、百、千、萬等ノ文字ヲ用キス例ヘ一七、三、六、五、〇、五ノ如ク記入スヘシ
- 二十六、本票中記入事實ナキ欄ニハ斜線ヲ附スヘシ
- 二十七、工場法適用ノ有無ノ欄ニハ現ニ工場法ノ適用ヲ受ケル工場ニ在リテハ適用ノ文字ヲ、其ノ他ニ在リテハ不適用ノ文字ヲ記入スヘシ

- 一、消府縣番號ノ欄ニハ工業主ニ於テ之ヲ記入スルコトヲ要ス